

巨大地震による家屋の倒壊から命を守るために

# 住宅の耐震診断をしましょう

問合せ 建築課建築行政係

市では、昭和56年5月31日以前に着工された現に居住している木造住宅に対し、無料耐震診断を行っています。平成27年度の募集件数は約120件（先着順）です。耐震診断の結果により、対策する工事に対し補助が受けられます。

## 段階的耐震改修補助

耐震改修工事を段階的に行う工事に対する補助で、1段目、2段目の工事それぞれに補助が受けられます。

### 補助対象（申請は着手日以前に必要）

① 1段目耐震改修工事 市の診断結果により「倒壊する可能性が極めて高い」（判定値0.4以下）と判断された木造住宅を「一応倒壊しない」（判定値1.0以上）となる補強計画に基づき、その一部を工事することにより「倒壊する可能性がある」（判定値0.7以上1.0未満）とする耐震改修工事

② 2段目耐震改修工事 1段目の耐震改修工事において補助金を受けた木造住宅を「一応倒壊しない」（判定値1.0以上）とする耐震改修工事

**募集件数** ① 3件（先着順）② 1件（先着順）

**補助額** ①耐震改修工事費の3分の2（上限60万円、設計費10万円を含む）②耐震改修工事費の3分の2（上限40万円、監理費10万円を含む）

**申込み** 所定の申請書を建築課建築行政係

## 耐震シェルター設置補助

### 補助対象（申請は着手日以前に必要）

市の診断結果により「倒壊する可能性が極めて高い」（判定値0.4以下）と判断された高齢者もしくは障害者が居住する住宅で、耐震シェルターを整備する工事

**募集件数** 3件（先着順）

**補助額** 耐震シェルターの購入、運搬、整備費および床の補強工事に要する費用（上限30万円）

**申込み** 所定の申請書を建築課建築行政係

## 取壊補助

### 補助対象（申請は着手日以前に必要）

市の診断結果により「倒壊する可能性が高い」（判定値0.7未満）と判断され、市地域防災計画で指定されている「緊急輸送道路」および「指定避難所までの輸送道路」から住宅の軒高以内の距離に建つ木造住宅で床面積が30㎡以上であり、現に居住していること

**補助額** 取壊工事に要した経費の3分の2（上限20万円）

**申込み** 所定の申請書を建築課管理係

## 耐震改修補助

次のいずれかに該当する工事へ補助します。

### 補助対象（申請は着手日以前に必要）

①市の診断結果により「倒壊する可能性が高い」（判定値0.7未満）と判断された木造住宅を「一応倒壊しない」（判定値1.0以上）とする工事

②市の診断結果により「倒壊する可能性がある」（判定値0.7以上から1.0未満）と判断された木造住宅を「一応倒壊しない」（判定値1.0以上）とし、合わせて判定値を0.3以上加算となる耐震改修工事

**募集件数** 15件（先着順）

**補助額** 耐震改修工事費の3分の2（上限100万円、設計費10万円を含む）

**申込み** 所定の申請書を建築課建築行政係

## 建替補助

### 補助対象（申請は着手日以前に必要）

市の診断結果により「倒壊する可能性がある」（判定値1.0未満）と判断された木造住宅で新築する住宅の床面積が50㎡以上であり、かつ取壊しする住宅の床面積が30㎡以上であり、現に居住していること

**補助額** 建替工事に要した経費の3分の2（上限70万円、設計費10万円を含む）

**申込み** 所定の申請書を建築課管理係

### ご注意ください

- ・各制度の補助を受けるためには、工事の着手前に申請書を提出する必要があります。着手後の補助は受けられません。
- ・各制度の補助を重複して受けることはできません。

## 非木造住宅耐震診断補助

平成27年6月1日より、昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震診断を行う場合、診断費の一部を補助します。

**対象** 次に該当する建物

特殊な構造（型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造など）を除く非木造住宅で、現に居住しているもの

**補助額** 耐震診断に要する経費と面積に応じて定めた基準額の経費を比較していずれか少ない額の3分の2（戸建て住宅は限度額86,000円、戸建て住宅以外は限度額120万円かつ共同住宅などは1戸あたり50,000円を限度）

**申込み** 所定の申請書を建築課建築行政係

### ご注意ください

- ・補助を受けるためには、診断を実施する前に事前相談が必要です。診断後の補助は受けられません。